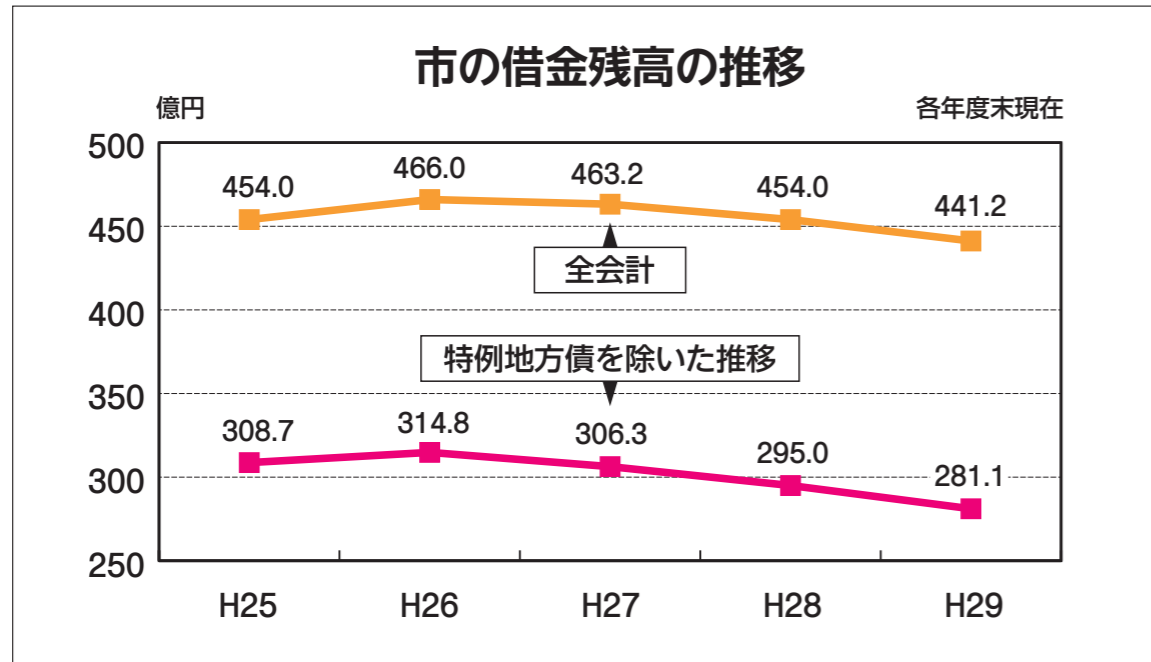


行田市の借金の状況を公表します

市の借金は、建設事業に充てる他、国の政策による交付税の財源不足や市税の減収を補てんするために借入れを行っているものがあります。こうした特例地方債は、国の財源不足を反映して増加傾向にあり、市の借金全体の約36%を占めるに至っています。

なお、償還額が新規発行額を上回っているため、市の借金残高は年々減少しています。



平成28年度決算に基づく財務書類を作成しました

財務書類とは

市では、平成20年度決算から企業会計的な手法を取り入れて市の財務状況を表示する財務書類4表を作成・公表しています。財務書類4表とは、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」のことで特別会計や一部事務組合、出資法人まで含めた連結財務書類も併せて作成しています。

平成28年度決算から従来の総務省方式改訂モデルに替えて、「統一的な基準」により財務書類を作成しています。なお、従来の総務省方式改訂モデルから「統一的な基準」への主な変更点は次のとおりです。

- ①歳入歳出データを複式仕訳化すること。
- ②市の保有する資産(土地・建物・道路・橋りょうなど)を一元的に管理した固定資産台帳を整備すること。

財務書類作成の意義

財務書類の作成によって、これまでの決算情報による現金収支の状況に加え、過去の支出によってどのくらいの資産が形成されているのか、将来にわたってどのくらいの負債があるのかなど、より詳細な財政状況を把握することができます。

また、減価償却費などその年に現金支出を伴わないコストも含めて把握でき、行政運営の効率性も知ることができます。

財務書類は市ホームページ、市政情報コーナーで

財務書類は市ホームページ(トップページ→市政情報→予算・決算・財政→財務書類)、市政情報コーナー(市役所2階)でご覧いただけます。

▶問い合わせ 財政課財政担当(内線325・326)



特別会計 歳入歳出決算額

特別会計は、特定の事業をより円滑に進めるために、一般会計から分離して別に収支経理を行うもので、国の法律や市の条例によって設けることができる会計制度です。

会計名	歳入決算額	うち一般会計からの繰入金	歳出決算額	翌年度繰越財源	実質収支
下水道事業	24億1,344万円	11億円	22億4,782万円	25万円	1億6,537万円
交通災害共済事業	3,633万円	—	1,886万円	—	1,747万円
介護保険事業	61億4,175万円	8億2,000万円	59億8,674万円	—	1億5,501万円
後期高齢者医療事業	8億6,879万円	1億9,516万円	8億4,003万円	—	2,876万円

※実質収支とは、歳入歳出決算の差引額から繰越事業に充てる財源を控除した実質的な翌年度への繰越額です。

健全化判断比率・資金不足比率

財政の健全度は、実質赤字比率などの4つの指標で判断されます。1つでも「早期健全化基準」を超えると黄色信号、「財政再生基準」を超えると赤信号(財政破綻)になります。平成29年度決算の本市の数値は、全ての指標で「早期健全化基準」を下回っており、本市の財政健全度は青信号です。

健全化判断比率

	H29決算比率	早期健全化基準	比率の説明	H28決算比率	H27決算比率
		財政再生基準		県内市町村での本市の順位	
実質赤字比率	—	12.65%	一般会計の赤字割合を示すもの(赤字がないときは、算定されません)	—	—
		20.00%		全市町村で比率なし	
連結実質赤字比率	—	17.65%	全会計の赤字割合を示すもの(赤字がないときは、算定されません)	—	—
		30.00%		全市町村で比率なし	
実質公債費比率	4.4%	25.0%	一般会計における借金返済額等の割合を示すもの	4.3%	4.4%
		35.0%		26位/63市町村	27位/63市町村
将来負担比率	19.9%	350.0%	一般会計における将来支払う可能性のある負債割合を示すもの	25.4%	34.0%
		—		33位/63市町村	34位/63市町村

※平成27・28年度の実質公債費比率と将来負担比率の順位は、県内全市町村で良い方から数えた順位です。

資金不足比率

公営企業会計	H29決算比率	経営健全化基準	比率の説明	H28決算比率	H27決算比率
				県内市町村での本市の順位	
水道事業会計	—	20.00%	公営企業の事業規模に対する資金不足(赤字)割合を示すもの(資金不足がないときは、比率は算定されません)	—	—
				県内全会計で比率なし	県内全会計で比率なし
下水道事業特別会計	—	20.00%	公営企業の事業規模に対する資金不足(赤字)割合を示すもの(資金不足がないときは、比率は算定されません)	—	—
				県内全会計で比率なし	県内全会計で比率なし

※資金不足額や剰余額は、一般会計などの実質収支額と合算して、連結実質赤字比率を算定します。